

令和6年度第3回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和6年6月7日(金)
午前9時30分～午前11時30分

2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室

3. 出席委員 20人

会長	23番	長谷幹夫				
会長代理	22番	金田修一	24番	金木洋子		
委員	1番	各川豊章	2番	茂清志		
	3番	加藤輝夫	4番	国谷晃		
	5番	中村敏	6番	大道勝則		
	8番	北森康雄	10番	森川重光		
	11番	北山久雄	13番	森田高雄		
	14番	杉林清則	15番	熊南昭浩		
	16番	山崎修	17番	西田清範		
	18番	林作三	19番	古田茂		
	21番	山崎巖				

4. 欠席委員 3人 7番 木下 幸雄 9番 坂井 義彦
20番 大橋 芳信

5. 議題

- 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第12号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第13号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第14号 非農地証明書の交付について

報告事項第9号 農地法第3条の3の規定による受理について
報告事項第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告事項第11号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について

議 事

事務局 本日の月次総会につきましては、7番木下委員、9番坂井委員、20番大橋委員、から欠席届があり、9時30分現在、出席委員数は20名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数23名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会長 それでは、ただ今より令和6年度第3回富山市農業委員会月次総会を開催します。

会長 それでは、議事に入ります。

本日は、議案4件、報告事項3件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。10番森川委員、11番北山委員、両委員にお願いしたいと思います。

会長 それでは、先月5月8日の総会において、質問がありました
第6号議案農地法第3条の許可における許可申請について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 第6号議案関係資料をご覧ください。

質問内容「譲受人の経営面積について、自作地以上の貸付地があるが、新たに農地を取得する理由について、どのようなことが考えられるのか」について調査結果をご報告いたします。

内容の確認のため、対象部分の議案書を抜粋して掲載しております。太枠で囲んだ部分が譲受人の世帯の経営面積です。自作地34,627.00m²、貸付地42,209.00m²ございます。

この経営面積について、所有者別に示したものが、「所有者別の農地面積等について」の一覧表です。世帯員のうち貸付地があるのは、世帯主の○○と妻の●●であり、譲受人の△△は自作地のみで貸付地がありません。貸付地の所在・面積については表に記載のとおりであり、借受人は各地区の認定農業者です。うち、自宅付近の本郷中部の農地22,166m²については、世帯主が取締役を務める会社と使用貸借権を設定しており、自ら耕作に携わっています。

このように、所有農地について、各地区の認定農業者へ貸し付け、

地域全体での農地の効率的な利用に努めていることがうかがえます。一方、譲受人の△△は、所有地の貸し付けではなく、取得した農地も自ら耕作する予定です。過去にも県外在住者の所有地を取得するなど、個人として経営を拡大していることがうかがえます。

以上になります。

会長 それでは、ただ今、説明がありましたことについて、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、議案の審議に入ります。

会長 それでは、議案の審議に入ります。
議案第11号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第11号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案第11号議案 位置図も併せてご覧ください。議案書は1ページから4ページまでです。

今回の申請件数は、9件で、申請面積は12, 666 m²です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類について説明します。

議案書2ページをご覧ください。

1番と2番は、自作地の相互交換のため、近隣農地の耕作者へ所有権を移転するものです。申請農地では、サツマイモやトマト等を栽培予定です。

3番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は新規農家です。20年余り、父から農作業を教わった経験を活かし耕作を行いたいとのことです。申請農地では、ジャガイモ、カボチャ、ナス等を栽培する予定です。

4番は、経営の縮小のため、所有権を移転するものです。譲受人は新規農家です。申請地に隣接する土地を資材置場として購入し、以前から興味があった家庭菜園を始める予定です。農業経験がないとのことですですが、★★の方に指導していただき耕作を行いたいとのことです。申請農地では、ピーマン、カボチャ、ズッキーニ等を栽培する予定です。

議案書3ページをご覧ください。

5番は、農地所有適格法人に貸し付している農地を、贈与により、所有権のみ移転するもので、いわゆる底地移転を行うものです。

譲受人は▲▲（農事組合法人＊＊）の構成員であります。法人の構

成員へ底地移転を行う場合に限り、譲受人が同法人に貸し付けている農地を自身の経営面積に含めることができます。

申請地ではコシヒカリを栽培予定です。

6番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は新規農家です。農業経験がないとのことですが、種苗店に相談しながら耕作を行いたいとのことです。申請農地の隣接地にある宅地を譲渡人から購入予定とのことです。申請地では、自家消費用のキュウリを栽培する予定です。

7番は、労働力不足のため、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は近隣農地の耕作者です。申請地ではナス等を栽培予定です。

8番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は新規農家です。農業高校を卒業し、農業を始めるため譲り受けるものです。申請地と隣接する宅地も購入予定です。父の実家、☆☆高校、□□に相談しながら耕作を行いたいとのことです。申請農地では、コシヒカリ、綿花、チョロギ、ブルーベリー等を栽培する予定です。

議案書4ページをご覧ください。

9番は、相手方の要望のため、所有権を移転するものです。譲受人は近隣農地の耕作者で、先々代から申請地の管理・使用をしています。申請地では、ジャガイモ、ネギ、玉ねぎ、白菜、大根、ナス、トマト、タケノコを栽培する予定です。

以上でございます。

会長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特に、ご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことでありますので、議案第11号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり許可することいたします。

会長 続きまして、議案第12号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第12号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書は5ページから9ページになります。

今回、4条申請は、2件、5条申請が10件、計12件、面積は12,695.00m²です。それでは、議案書6ページをご覧ください。最初に農地法第4条申請の内容についてご説明いたします。「位置図及び許可基準」も併せてご覧ください。

4条申請1番は、池多地区において、農家住宅の敷地拡張の計画であります。転用の概要といたしましては、既存の住宅敷地は昭和53年ごろから使用しており、隣接地との境界を調査したところ、既存敷地の一部に地目が田であることが発覚し、今回地目是正のため申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール未満の農地の集団規模に属する農地で、過去に土地改良事業が実施されていないことから農地区分は第2種農地、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

4条申請2番は、八尾地域杉原東部地区において、駐車場を整備する計画であります。申請人の□□は農産物の生産、加工販売を行っており、八尾町杉田地区で米粉を使用した喫茶店をしております。転用の概要といたしましては、既存の駐車場が手狭であり、路上駐車も発生しており、新たな駐車場の整備が急務であることから、隣接地において駐車場拡張のため申請されたものでございます。申請書には、始末書が添付されております。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

議案書7ページをご覧ください。

5条申請1番は、山室中部地区において、砂利採取業者による陸砂利採取の一時転用の計画でございます。申請地は、農業振興地域の農用地区域内ですが、砂利採取業者が砂利の採取後、直ちに採取跡地の埋め戻し等の処理を行うことが担保されており、その復元に関する計画が当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する観点から適当であると認められ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断できることから、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。この案件については3,000m²を超える申請でありますので富山県農業会議への諮問案件となります。期間は許可日から2年間となっております。

5条申請2番は、長岡地区において、事務所敷地を整備する計画でございます。申請人の■■は、主に荒廃した竹林の整備、伐採、竹資源活用に関する活動を行っております。転用の概要といたしまして

は、空き家を購入したところ、敷地の一部の地目が農地であったことから、是正のため申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール未満の農地の集団規模で過去に土地改良事業も実施されていないことから農地区分は第2種農地、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

5条申請3番は、池多地区において、農家住宅の敷地拡張の計画であります。この案件については、4条申請1番でご説明した案件と関連がございます。転用の概要といたしましては、既存の住宅敷地は昭和53年ごろから使用しており、隣接地との境界を調査したところ、既存敷地の一部が他人名義の土地があったことから、今回是正のため申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール未満の農地の集団規模に属する農地で、過去に土地改良事業が実施されていないことから農地区分は第2種農地、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

5条申請4番は、大沢野地域大久保地区において、一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在、大沢野地内の中堅にて同居しておりますが、手狭であるため、生活環境が整った申請地において住宅建築のため申請されたものでございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地であることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

議案書8ページをご覧ください。

5条申請5番は、八尾地域保内東部地区において、一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請者は現在八尾地域のアパートで生活をしておりますが、手狭であることから相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は一部雑種地化されており始末書の添付がございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地であることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請6番は、婦中地域鵜坂地区において、資材置場を整備する計画でございます。申請人の◇◇は、主に不動産業を営んでおります。転用の概要といたしましては、今後、建設業にも重点を置き事業を拡大することから、重機や外構用の資材を置くスペースが必要となることから、今回申請されたものでございます。申請地は、半径300mの範囲内に鉄道の駅があることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請7番は、婦中地域宮川地区において、事業所敷地を拡張する計画でございます。申請人の◆◆は、電子部品の加工販売を行っております。転用の概要といたしましては、事業拡大により取扱製品や従業員の増加に伴い、新たに隣接地において事務所、倉庫を建築

するため今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は宅地部分も含めた開発となるため、隣接する土地との一体利用を適用しております。

5条申請8番は、婦中地域婦中熊野地区において建売住宅を建築する計画でございます。申請人の△△は宅地建物取引業を営んでおります。転用の概要といたしましては、申請地は教育施設や商業施設が近隣に集中しており、住宅の需要が高いことから、申請地において建売住宅を建築し、販売するものでございます。申請地は半径500mの範囲内に教育施設、医療施設が2施設あり、前面道路に公共上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

議案書9ページをご覧ください。

5条申請9番は、婦中地域婦中熊野地区において、一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請者は市内のアパートで生活をしておりますが、手狭であることから、相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は半径500mの範囲内に教育施設、医療施設が2施設あり、前面道路に公共上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請10番は、婦中地域婦中熊野地区において、一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請者は婦中地域内のアパートで生活をしておりますが、手狭であることから、教育環境や生活環境が整った申請地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は半径500mの範囲内に教育施設、医療施設が2施設あり、前面道路に公共上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

以上でございます。

会長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

▼▼委員 5条申請1番について、陸砂利の採取によって地下水に影響はないのでしょうか。また、事業の完了前に業者が倒産したらどうなるのでしょうか。

事務局 地下水の影響についてですが、埋め戻しの際、害の無い検査された近隣地区の残土が埋め戻され、砂利採取中に申請地の一部に積まれていた表土を最後に埋め戻されることから、地下水への影響はありません。

2つ目の質問につきましては、陸砂利採取の一時転用は、組合と陸砂利採取業者と地権者の三者契約となっております。業者が倒産した場合は、土石組合や他の業者が事業を引き継ぐ契約となっております。

会長 特に、ご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことでありますので、議案第12号農地法第4号第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会長 続きまして、議案第13号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第13号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書のページは、10ページから16ページです。議案書10ページをご覧ください。

所有権移転は1件で、移転面積は、21, 139. 00 m²です。

利用権設定は、今回の申請件数は51件あり、年区分は、1～2年が2件、3～5年が27件、10年以上が22件です。設定面積は、277, 973. 00 m²です。

12ページ1番から15ページ43番までは、農地中間管理機構を通すものです。15ページ44番から16ページ51番までが相対です。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの要件を満たしています。

以上でございます。

会長 所有権移転の1番の現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことでありますので、議案第13号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会長 続きまして、議案第14号非農地証明書の交付について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第14号非農地証明書の交付について、ご説明いたします。議案書の、17ページから25ページをご覧ください。

今回、申請のありました農地につきましては、農用地区域外及び市街化区域外の遊休農地の内、その土地が山林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難、また、その土地の周囲の状況からみて、農地として復元しても継続利用ができないと見込まれる場合の要件を満たしており、証明基準の1つに合致しております。

1番から18番については、5月24日に農業委員等と事務局が現地確認を行いました。

これらの農地は、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律第3条第1項の農用地土壤汚染対策地域に指定されており、30年以上耕作されておらず、自然荒廃している農地であります。今後、カドミ汚染田復旧工事の計画もなく、農地への復元が著しく困難であることを確認しております。

19番については、5月27日に農業委員等と事務局が現地確認を行いました。現地は山林の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であることを確認しております。

以上のことから、その土地自体の事実状態に基づき、非農地証明の交付を行うものでございます。

以上でございます。

それでは、ただ今、説明及び報告がありました交付申請について、

会長 ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり交付することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことでありますので、議案第14号非農地証明書について、申請どおり交付することといたします。

会長 続きまして、報告事項に入ります。

第9号 農地法第3条の3の規定による受理について

第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第11号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について

事務局から一括して説明をお願いいたします。

事務局 報告事項第9号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は、26ページから35ページです。

今回の受理件数は20件で、すべて相続により所有権を取得したものです。

報告事項第10号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。議案書は、36ページから41ページです。

解約件数は21件で、解約面積は84,015m²です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

報告事項第11号農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について、ご報告いたします。議案の42ページから46ページまでをご覧ください。

今回の受理件数は、4条が3件、5条が8件、合わせて11件、合計面積は12,624.00m²です。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。

事業面積が1,000m²以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは44ページの5条の2番、45ページの4番の計2件でございます。

以上でございます。

会長 ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会長 特に何もないようですので、議案・報告事項の議案審議を終了します。

会長 次に、協議・報告事項について、事務局から説明をお願いします。まず、令和5年度の最適化活動の評価等について、事務局から説明をお願いします。

(令和5年度最適化活動の評価等について事務局説明)

会長 ただ今、説明がありました令和5年度最適化活動の評価等について、ご意見がありましたら、承りたいと思います。

◆◆委員 質問と言ってよいかわかりませんが、報告書で中山間地域のことが触れてありましたけれど、説明にもあったとおり中山間地域では農地の集約化ができないという現実があります。

担い手が頑張っていることに対する手助けがなされていないため、遊休化するしかないという農地があり、その対策もなされていません。こういったことに対して真剣に取り組まないといけないと思います。この報告書に対する感想です。

事務局 ご意見ありがとうございます。◆◆委員が言われるように、目標あるいは評価は数字での表示となります。市全体を見たときに平場もあれば、中山間地域もあるということで、事務局といたしましても、それぞれの地域の課題、状況をふまえて作成しているところではあります。では、その対策はといいますと農業委員会で何ができるのかというと言われるとおりだと思います。農業委員会から市に要望を提出してはいますが、担い手が少なくなっています、それぞれの地域の営農組合等に依存をしているといった状態です。

中山間地域直接支払交付金の補助期限もあり、期限が終われば、遊休農地化が進むこともあります。その点も含めて市には農業委員会として要望を提出するとともに、現在、地域計画の策定をすすめていますので、中山間地域における対策を盛り込む、反映するという要望を出したいと考えております。言ってすぐに対策がなされるかというと難しい問題はありますが、継続的に要望していくかなければならないと考えています。

会長 他にご質問はございますか。

◆◆委員 非農地化の定義があれば教えてください。また、違反転用というのは、どのように調査しておられるのでしょうか。また、農業委員がど

のように関わっていけばよいのでしょうか。

事務局

非農地化については、基本的には現況が山林となっているものが対象となります。また、平地につきましては、耕起しても農地として使えないといったところが対象となります。

転用が原則ですが、非農地事務証明事務取扱要領にあります基準に基づくものについては、転用を経ずに非農地と認めることとしております。

違反転用については、農業委員や推進委員が普段見ている農地に重機が入っている、もしくは、砂利敷きがされている等の事実があると報告があれば事務局が現地を調査します。調査の結果、違反転用されているようであれば、所有者に文書にて指導を行います。

その後、改善が見られないようであれば市長部局に報告を行い、最終的には、市長部局から原状復旧の命令がなされるということになります。

農業委員には、まずは発見をしていただくということが大きな仕事になります。その後は、事務局あるいは市で改善に向けて事務を進めていくということになります。

* * 委員

現地調査の際に何に留意して見るべきなのか。わかりやすくご説明いただけだとありがたいです。

また、違反転用について、今ほど違反転用があった際は事務局に報告しなさいという話がありましたが、農業委員会等に関する法律第36条をみると、委員の権限として直接法務局に資料請求ができる、となっているので、農業委員が直接対応してもいいのではないかと思います。

事務局

現地調査で留意すべき点ですが、1つには、例年耕作されている農地が今年も耕作されているか、2つには、日頃目にしている農地が農地以外に使われていないか、を確認していただくこととなります。

難しく考えていただく必要はなく、普段から農地の状況を確認していただくことが最適化活動の一つだと考えております。

調査に行かれる際は、名札及び腕章をしっかりと身に着けて調査を行ってください。

そのほか、昨年度まで耕作されていた農地が突然、砂利敷きになつた、もしくは、耕作されずに草が生い茂っているなど、そういった農地を発見されたら、農業委員会へご連絡ください。

なお、調査目的で登記簿等を取得する必要があるという場合は、事務局の窓口にて、登記簿や公図の公用申請書をお渡しします。

✿✿委員 遊休農地について、本人が遊休農地の解消をする意思がないときは農業委員としてどのように対応すればよいのか。

事務局 所有者がいるが、耕作放棄されている場合、所有者から無理やり取り上げることはできません。ただ、耕作放棄されていることにより、周りで農業をされている方が悪影響を受けている場合は、農地法第42条に基づき指導していくことになります。

また、違反転用についても、農地法第51条に基づき対応することになります。

所有者には、遊休農地であれば利用意向調査等をおこなっておりますが、回答がないなど、非協力的である場合は手の打ちようがありませんので、地域で所有者を説得するなど、協力をお願ひいたします。

また、耕作放棄されているような土地があった場合は、事務局までお知らせください。

★★委員 自分の担当地域の境目が分からないのだが、それが分かるような資料はありますか。

事務局 基本的には校区単位で担当を決めておりますが、校区の境界は現地を見てもわからないため、住宅地図を見て判断していただくことになります。ただ、農業委員は担当区域にかかわらず全市区域が担当となるので違う区域で違反転用を見つけた場合は、事務局まで連絡をいただけますと助かります。

会長 特にご意見・ご質問がないようですので、そのようにお願いします。次に事務連絡等について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会長 ただ今、説明がありました連絡事項やその他について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

* * 委員 委員報酬の改定の時期について、改定予定があるのか教えてほしい。また、委員の費用弁償の範囲について教えてほしい。

事務局 現在、委員報酬の改定予定はありません。また、委員の費用弁償に關しまして、事務局からお願ひしております「総会や研修会に来ていただく際の費用弁償」は対象となります。委員自身での活動については、対象外であり、委員報酬の範囲でご対応いただくことになります。

会長 特に何もないようですので、令和6年度第3回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。